

# **富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 売店等運営事業者募集要項**

令和7年12月  
富山県厚生部障害福祉課

# 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

## 売店等運営事業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける売店の出店者及び自動販売機の設置者（以下「運営事業者」という。）を公募により選定するため必要な事項を定めたものである。

### 2 運営事業者選定の方法

運営事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 3 公募期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月23日（金）まで

### 4 募集事業の概要

#### （1）事業名

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター売店等運営事業

#### （2）事業内容

病院利用者等に対して物品販売や各種サービスを提供するための売店の運営及び自動販売機の設置を行うものとし、詳細は別紙「売店等運営事業者募集に係る条件等」のとおりとする。

#### （3）事業期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 5 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

- （1）病院又は福祉施設において、1年以上売店及び自動販売機の営業実績がある者
- （2）売店等の業務に当たり、食品衛生法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （5）県内の営業所・店舗において過去3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- （6）国税及び県税の滞納がないこと。
- （7）次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認

められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

## 6 提出書類

本運営事業に参加しようとする場合は、別紙「売店等運営事業者募集に係る条件等」を熟読のうえ、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）
- (2) 企画提案書（様式第3号）
- (3) 参加者の業務（会社）概要（様式第4号）
- (4) 添付書類
- ア 商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（法人の場合のみ）
- ウ 決算書等
- ・法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの（過去3年分）
  - ・個人にあっては、所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む。過去3年分）
- エ 食品衛生責任者となることができる資格を有する者（現場責任者）を配置できることを証明する資格証の写し
- オ 国税及び富山県税の納税証明書（該当するすべての税目に未納がないことの証明（過去3年分）

## 7 書類作成上の注意

- (1) 提出書類の規格はA4版とすること（折込可）。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載すること。
- (3) パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとすること。

## 8 提出部数

各10部

※商業登記簿謄本（個人にあっては住民票）及び決算書等については原本を1部、代表者印を押印する書類については原本1部と複写9部とする。

## 9 提出先

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1-7 富山県厚生部障害福祉課管理係

TEL 076-444-3286 FAX 076-444-3494

E-mail ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

## 10 提出方法及び期限

令和8年1月23日（金）正午（必着）までに、持参又は郵送（簡易書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるもの）により提出すること。

## 11 現場説明

実施しない。不明点は下記により質問書を提出すること。

## 12 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第5号）を下記により提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出方法 持参、郵送、電子メールまたはFAX  
(電子メール、FAXの場合は到着を確認すること)
- (2) 提出先 ⑨に同じ。
- (3) 提出期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月7日（水）まで
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- (5) 回答 令和8年1月16日（金）までに県ホームページに掲載する

## 13 その他留意事項

- (1) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出書類の内容について、今回の運営事業者選定以外に利用することはない。
- (3) 提出書類は、一切返却しない。
- (4) 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合がある。
- (6) 提出書類は富山県情報公開条例に基づき公開する場合がある（同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除く。）。
- (7) 本要項の配布から選定結果の通知までの間、選定委員及び事務局に対する営業活動等は禁止とする。

## 14 運営事業者の選定

富山県厚生部障害福祉課が設置する「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター施設内営業事業者選定委員会」が評価を行い、最優秀提案者を選定する。

- (1) 審査基準は次のとおりとする。

### ア 売店

		審査基準	主な審査の視点
企画提案内容	出店コンセプト	①全体のコンセプト	施設との調和
		②店舗設計イメージ、レイアウト	利用しやすさ、美観
		③営業時間・休日	営業時間、休日営業の有無、深夜営業実施の場合は療養環境への配慮
		④取扱商品の種類と価格	品ぞろえの豊富さ、適切な価格設定
		⑤使用可能な決済方法	多様な決済方法への対応
		⑥障害者施設商品や地元商品等の販売	障害者施設で製造された商品や地元商品等の販売
		⑦食料品の賞味期限、消費期限に対する考え方	賞味期限、消費期限への配慮
		⑧感染・災害対策を講じたBCP及び災害時等における病院への協力体制	災害時等における事業継続や病院への協力体制の構築
		⑨障害者等への配慮	施設面・運営面での配慮
		⑩入院時必需品レンタルサービスの提供	取扱商品、適切な価格設定

		⑪A T Mの設置	営業時間、取扱金融機関、適切な手数料設定
		⑫附帯サービス	多様なサービスの提供
		⑬その他の提案	特色・独自性のある取組
業務の実施体制		①現場責任者の経歴、保有する資格及び業務経験	資格の有無、売店運営にふさわしい経験
		②従業員の配置計画	無理のない配置
		③従業員研修	接遇研修等の実施
		④衛生管理の考え方	感染対策、清掃、消毒、廃棄物処理、事故防止、安全対策等
		⑤自己評価の実施体制	サービスの向上につなげるアンケート等
		⑥収支見込	無理のない計画
		⑦開店までの全体スケジュール	開店までの準備期間の設定

#### イ 自動販売機

審査基準			主な審査の視点
企画提案内容	設置コンセプト	①取扱（陳列）商品の種類と価格設定	品ぞろえの豊富さ、適切な価格設定
		②取扱機器のデザイン、仕様	施設との調和、利用しやすい仕様
		③障害者・高齢者等に対する配慮	バリアフリーへの配慮
		④その他の提案	イートインコーナーの有無、その他特色・独自性のある取組み
	業務の実施体制	①商品の補充、金銭管理等の体制	商品・釣り銭の速やかな補充、防犯対策等
		②クレーム・トラブル等の対応	速やかに対応できる処理体制
		③廃棄容器の回収、処理	回収時期・処理方法
		④衛生管理の考え方	感染対策、清掃、消毒、廃棄物処理、事故防止、安全対策等
		⑤収支見込	無理のない計画

#### ウ 売店・自動販売機共通

審査基準			主な審査の視点
納付金	納付金の提案（任意提案）	適切な割合の提案	
業務概要等	①他の施設での設置運営実績	他施設での安定的な運営実績の有無	
	②財務状況その他経営の状況	経営の健全性	

#### (2) 審査方法

提出された企画提案書等により、令和8年1月下旬に書面審査を行う（書面審査の前に提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合がある）。

#### (3) 最優秀提案者の選定

書類審査を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を決定する。

なお、最優秀提案は条件を付与した上で選定する場合があり、また、県が求める基準に達する提案がない場合は、最優秀提案を選定しないことがあります。

## 15 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は、参加者全員に対し書面により採否のみ通知する(令和8年2月上旬予定)。  
また、選定結果に対する異議申し立てはできないものとする。
- (2) 最優秀提案者は、その法人名あるいは個人名を県ホームページにおいて公表する。

## 16 選定後の手続き

- (1) 最優秀提案者として選定された運営事業者は、審査結果通知後2週間以内に、下記の書類を提出するとともに、売店等運営の詳細について、県と打合せを行うこととする。  
ア 富山県及び富山市における、食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書（過去3年分）1部
- (2) 行政財産目的外使用許可申請の手続きについては、令和8年3月6日（金）までに申請書類（富山県の指定様式）を県に提出すること。また、使用許可については、応募申込書に記載された名義で行うこと。
- (3) 運営事業者とは、別途売店等運営に関する契約を締結する。
- (4) 次の場合は、運営事業者の内定を取り消す。
  - ア 正当な理由がなく、(2)に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書類を提出しなかったとき。
  - イ 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した売店等の運営が確実に履行できないと判断したとき。
  - ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。

# 売店等運営事業者募集に係る条件等

## 1 病院の概要

- (1) 施設名 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター  
(2) 所在地 富山市下飯野36番地  
(3) 病院の規模 許可病床数=232床、診療科数=12科  
(4) 患者数 入院患者数=192人、外来患者数=320人  
（令和6年度実績・1日当たり）  
(5) 職員数 約355人（委託業者等は除く）  
(6) 外来診療日 月曜日～金曜日、ただし、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休診

## 2 出店及び自動販売機設置の場所等

- (1) 場所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 1階（別添図面参照）

- (2) 面積  
ア 売店・倉庫 約25m<sup>2</sup>及び提案のあったATMの設置に必要な面積  
イ 自動販売機 提案のあった自動販売機の設置に必要な面積

- (3) 利用可能な設備等

ア 売店及び倉庫

- 電灯一般単3 50A ブレーカー数6
- 電灯非常単3 30A ブレーカー数4
- 手洗器（手動単水栓）
- 室内空調機（倉庫は、換気のみ。）

※ ATMの設置場所については、運営事業者決定後に協議することとする（病院平面図のTELコーナー周辺（公衆電話撤去済）等を想定）。提案のあったATMの設置に必要な場所及び設備について、県が提供できないと判断した場合は、下記「5売店の営業条件」のうち「（8）ATMの設置」を対象外とする。

イ 自動販売機

- 2KVA×3回路(単3 100Vコンセント×3)
- 給排水設備は、なし。

## 3 施設使用形態

- (1) 運営事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用すること。

- (2) 使用許可の予定期間

事業期間とし、毎年度、申請により使用許可を更新する。

- (3) 使用上の制限

許可用途以外に使用することはできない。また、許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

- (4) 使用許可の取消及び変更

使用許可をした財産を、県が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は使用許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがある。

## 4 経費負担等

設置、運営に当たっての必要経費は、下記を含め、すべて運営事業者の負担とする。

- (1) 行政財産使用料

富山県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）別表第1に定める建物使用料に基づく面積に応じた使用料

約27m<sup>2</sup>（売店及び自動販売機） 年間 約689千円（令和6年度実績・税込）

※なお、富山県行政財産の使用料に関する条例の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額とする。

(2) 納付金（任意提案）

運営事業者が提案する一定の割合を売店及び自動販売機の売上実績額（税込）に乗じて得た額

(3) 光熱水費（電気料、水道代等）実費

(4) 設備保守料（内線電話）実費

上記（1）～（4）は、県の請求に基づき県へ納付

(5) 内装工事費及び設備機器工事費等（工事の必要があれば県と協議すること）

(6) 使用許可に係る部分の清掃及び保守に要する費用並びに廃棄物等の処理経費

(7) 通信運搬費、消耗品費等の経費

(8) 利用者による使用許可部分の設備の汚損、破損等への対応経費

(9) 店舗の運営及び自動販売機の設置に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償に係る経費

(10) 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び設備備品等に係る火災保険料

(11) 退去する際の原状回復に係る経費

## 5 売店の営業条件

(1) 営業日及び営業時間

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの業務（入院及び入所の業務を除く。）が実施される日及び時間は原則として営業することとし、これを上回る営業日及び営業時間の設定について提案を求める。

なお、午後9時以降の営業を行う場合は、患者の療養環境への配慮について提案すること。

(2) 取扱商品

利用者の利便性の向上につながる商品を、できるだけ幅広く提供することを求めるので、取扱予定商品の品名、予定販売価格等が記載された一覧表を提出すること。

ア 飲料（水、日本茶、牛乳、ジュース、コーヒー等）

イ 菓子類

ウ 軽食（弁当、惣菜、おにぎり、パン等）

エ 文房具、日用雑貨類

オ 切手、はがき類

カ 新聞、雑誌等

キ 衛生用品、福祉用具等（紙おむつ、マスク、杖等）

ク 下着、洋服

(3) 販売を禁止する商品

ア 酒類、たばこ

イ その他患者の療養環境に適さないと認められる商品

(4) 商品販売以外のサービス

商品販売のほか、クリーニング取次業務、宅配便取次業務など療養環境の向上等につながるサービスの提供

(5) 地元商品等の活用、障害者施設からの仕入等

できるだけ地元の商品や材料を活用するとともに、障害者施設等からの仕入れに配慮すること。

(6) 障害者等への配慮

障害者、高齢者等に配慮した運営を行うこと。

(7) 入院時必需品レンタルサービスの提供

日用品や紙おむつ等を定額制でレンタル、提供するサービスを提供すること。

(8) ATMの設置

ATMを設置し、維持管理すること。

## 6 自動販売機の設置条件

(1) 取扱商品

利用者の利便性の向上につながる商品を、できるだけ幅広く提供することを求めるので、取扱予定商品の品名、予定販売価格等が記載された一覧表を提出すること。

ア 飲料（水、日本茶、牛乳、ジュース、コーヒー等）

イ パン、軽食

ウ 菓子、アイスクリーム

エ 衛生用品（マスク等）

(2) 販売を禁止する商品

ア 酒類、たばこ

イ その他患者の療養環境に適さないと認められる商品

(3) 自動販売機の型式・機能等

ア 大きさ、形状等は、指定の場所に対応したものとすること。

イ 偽造通貨対応機能及び盜難防止機能が備えられていること。

ウ 自動販売機本体前面の分かりやすい箇所に、緊急時（トラブル時）の連絡先を表示すること。

エ 転倒防止対策等、安全設置が確保されていること。

オ 省エネルギー、省資源に配慮されていること。

カ ユニバーサルデザイン（障害者対応）に配慮されていること。

(4) 維持管理

ア 商品補充（売切れ防止等）、金銭管理（釣銭対応を含む。）など自動販売機の維持管理は、売店等出店者の責任で行うこと。

イ 自動販売機の故障や商品への問合せ、苦情等については、売店等出店者の責任において、迅速に対応すること。

ウ 自動販売機の付近に販売商品の容器を回収するための回収ボックス等を設置するとともに、廃棄された容器が回収ボックス等からあふれ出ないよう定期的に回収すること。

エ 自動販売機の周辺を清潔に保ち、施設の美観や衛生環境を損なわせないこと。

## 7 その他の条件等

(1) 売店は施設の利用者や職員等のアメニティの向上のために重要な役割を果たしていることを十分認識し、これに貢献できるよう売店を運営すること。

(2) 売店の従業員は、清潔感ある身なりで業務に当たるとともに、利用者に対し丁寧に対応すること。また、出店者は、このために必要な接遇研修等の実施に努めること。

(3) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可などは出店者が取得すること。

(4) 食品衛生法、薬事法等の関係法令を遵守し、衛生管理や感染症対策を徹底すること。

(5) 運営事業者は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託又は請け負わせてはならない。やむを得ず業務の一部を委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の書面による承認を受けること。

(6) 従業員に定期健康診断を受診させる等、健康管理を行うこと。なお、健康管理については、以下のとおりとする。

ア 従業員が感染症に罹患したときは（罹患したおそれのあるときを含む）、県に対し速やかに報告するとともに、当該従業員の就業制限を行うこと。

イ 従業員が病院構内において新たに感染症に罹患したおそれがある場合、県は運営事業者に速やかに連絡を行う。

(7) 廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は、出店者の責任において適正に行うこと。

(8) 売店や自動販売機の周辺を清潔に保ち、施設の美観や衛生環境を損なわせないこと。

- (9) 販売商品等の搬入、廃棄物の搬出等は、指定管理者の指示に従い実施すること。
- (10) 店舗内のディスプレイ、自動販売機のデザイン、色彩等は周囲と調和のとれたものとすること。
- (11) 店舗内や自動販売機には、商品の販売等と直接関係のない広告を掲示しないこと。
- (12) 店舗の改裝又は自動販売機の変更をしようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。
- (13) 施設が出席を要請した防災訓練や研修会等に参加すること。
- (14) 利用者へのサービス向上のために、定期的にアンケート等を実施し、サービスに反映させること。
- (15) 毎月当初に、前月分の売上高等、県が求めるところにより定期報告を行うこと。
- (16) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあること。
- (17) 許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。
- (18) 退去する場合は、次の事業者の出店が円滑に行われるよう、引継ぎに協力すること。
- (19) その他県や指定管理者から指示等がある場合は、速やかにこれに対応すること。